

議案第 37 号

羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する 条例

羽生市子ども・子育て支援会議条例（平成 25 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 2 条第 1 項及び <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、羽生市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。</u>	（設置） 第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 2 条第 1 項の規定に基づき、羽生市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（羽生市児童福祉審議会条例の廃止）

- 2 羽生市児童福祉審議会条例（平成 12 年条例第 6 号）は、廃止する。

（羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例（昭和31年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
職名	区分	報酬の額	旅費の額	職名	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会 ～水道事業 運営審議会	(略)	(略)	(略)	教育委員会 ～水道事業 運営審議会	(略)	(略)	(略)
羽生市子ども・子育て 支援会議～ 羽生市男女 共同参画審 議会	(略)	(略)		羽生市子ども・子育て 支援会議～ 羽生市男女 共同参画審 議会	(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)			

(羽生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 羽生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、<u>羽生市子ども・子育て支援会議</u>条例(平成25年条例第36号)第1条に規定する<u>羽生市子ども・子育て支援会議</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し<u>最低基準</u>を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、<u>羽生市児童福祉審議会</u>条例(平成12年条例第6号)第1条に規定する<u>羽生市児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、<u>最低基準</u>を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>

(羽生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 羽生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 市長は、<u>羽生市子ども・子育</u></p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 市長は、<u>羽生市児童福祉審議</u></p>

て支援会議条例（平成25年条例第36号）第1条に規定する羽生市子ども・子育て支援会議の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 （略）

会条例（平成12年条例第6号）第2条に規定する羽生市児童福祉審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 （略）

令和8年7月2日提出

埼玉県羽生市長 齋藤 万紀子